

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示する）

- 迅速に正確な実態把握をする。当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。関係職員と情報を共有し、いじめの全体像を把握する。
- 指導のねらいを明確にし、いじめ未然防止対策委員会にて、指導体制と方針を決定する。全ての教職員の共通理解を図り、対応する教職員の役割分担を決定する。
- 当事者児童への指導と支援を行う。いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。いじめた児童には、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは絶対に許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 保護者に具体的な対策を説明するとともに、家庭での協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- 継続的に指導や支援を行い、心の教育の充実を図る。一人一人が大切にされる学級経営を行っていく。

(2) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに関わる行為がやんでいること

いじめの解消とは、被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）であるため、相当の期間が経過するまで、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した時点でその後の対応を慎重に判断する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに関わる行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 重大事態と判断されたときの対応（法第28条に基づいて明示する）

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、被害児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。